

競争性のない随意契約に係る情報の公表(運用委託等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日(更新日)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の区分			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券バシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/5/16	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 野村アセットマネジメント(株) 東京都江東区豊洲2-2-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券バシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券バシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券バシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券バシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券バシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定

競争性のない随意契約に係る情報の公表(運用委託等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日(更新日)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の区分			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 三井住友トラスト・アセットマネジメント(株) 東京都港区芝公園1-1-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株) 東京都港区虎ノ門1-2-8	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株) 東京都港区虎ノ門1-2-8	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株) 東京都港区虎ノ門1-2-8	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2022/4/22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株) 東京都港区虎ノ門1-2-8	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定